

## **[事案 29-94] 契約無効請求**

・平成 30 年 2 月 23 日 和解成立

### **<事案の概要>**

認知症のため契約内容の説明が理解できなかったこと等を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 9 月に被保険者を 2 人の子として契約した 2 件の無解約払戻金型終身医療保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 認知症のため契約内容の説明が理解できなかった。
- (2) 各契約は、相続対策として提案されたが、被保険者の一人は未婚で子（申立人の孫）がいないので、加入目的に合わない保険であった。
- (3) 被保険者の子 2 人に対し、契約内容の説明がなかった。
- (4) 高齢（契約時約 80 歳）であるから家族同席とすべきであった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、申立人の判断能力に問題はなかった。
- (2) 子（申立人の孫）がいない被保険者の契約の締結は申立人の希望で行った。
- (3) 被保険者にも契約内容の概要を説明し、同意・署名を得ている。
- (4) 社内の高齢者に対する募集ルールが遵守されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の状態や契約時の説明状況等を把握するため、申立人代理人である申立人の子および募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は身体の状態および老人ホームに入居していることから、事情聴取を実施できなかった。加えて、契約当時の申立人の状態について、当審査会が独自に外部の医師の意見を求め、医学的判断の参考にした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下等の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約時、申立人は約 80 歳であり、また、軽度認知障害の疑いと診断されていることからすると、加入目的である相続対策の仕組みを十分に理解できたかどうか疑問が残る。
- (2) 契約のうち 1 件については、被保険者が独身であったことおよび当時の年齢を踏まえると、相続対策としては不要な保険であった。
- (3) 加入目的からすると、申立人の相続人である被保険者（申立人の子）らが、各契約の加入の目的を理解している必要があるため、募集人から、被保険者にも加入目的および契約内容を説明しておくことが望ましかったところ、説明が行われたかについて疑問がある。